

令和8年度あさぎり町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

(1) あさぎり町農業の概要

あさぎり町は、熊本県の南部、人吉盆地のほぼ中央に位置し、南は宮崎県えびの市と小林市に隣接している。町のほぼ中央部には日本三大急流の一つに数えられる球磨川とその支流である免田川等五支流、灌漑用水路の百太郎溝・幸野溝の水資源を利用する水田地帯と北部丘陵地帯と山間部に形成している畑地帯で営まれている。

本町は、南北に約22.5km、東西に約11.2kmの南北に長い楕円に近い形状で、総面積は159.56km²である。耕地は3,199haで、その約80%の2,555haが水田で占められており、水田農業の主力は水稻と葉たばこ、施設園芸、畜産、麦・大豆等を組み合わせた複合経営により規模拡大や高品質化が進み、他産業並みの所得を上げている優れた農家が育っている。

一方、過疎化の進行による人口の流失、担い手の高齢化・減少に加え、農産物価格の低迷など多くの課題を抱えており、環境の変化に対応した新たな農業の展開が求められている。

(2) 水田農業の現状

本町の水田地帯は、圃場整備済の30a区画を中心とした平坦地と須恵地区・深田地区・皆越地区の小区画不整形田の山間地に区分される。

米の作付面積及び生産量は、令和7年産で953.4haとなり、令和6年産に比べると144.8ha増加している。平成15年度までの水田農業経営確立対策において、水田の高度利用と一定の担い手農家への農用地の利用集積が図られたところであり、令和8年度においても、農地中間管理機構等を活用し更なる農用地の利用集積を図る方針である。

本町の農業基幹作物である葉たばこは、令和7年度においては、農家77戸、194ha程度の作付けとなっている。

たばこ後の水田利用は有畜農家との連携による飼料生産が184haでその内170haが稲発酵粗飼料用稲、14haが飼料用青刈り稲である。たばこ後の飼料生産については、有畜農家が求める飼料の生産を推進するため、令和8年度も引き続き栽培基準等を整備し品質・収量の向上に努めるとともに、再生協議会において現地確認の上、指導も行う予定である。また、飼料生産の他にも大豆やそばの作付けが約3haある。

本町は繁殖牛、酪農等の畜産も盛んで粗飼料の生産にも力を入れてきたが、有畜農家の飼料生産では供給が間に合わず、耕種農家との耕畜連携で飼料生産を推進してきた。その結果、新規需要米を除いた飼料の作付け総面積は788.7ha（二毛作含）となり、近隣町村の畜産農家も含めた需用に対応してきた。

大豆については、農協の技術指導と契約販売により面積を拡大し、一時期は100ha以上の作付けがあったが、耕作者の後継者不足、増加する経費や労力などの課題が浮上し、作付面積が令和7年度には水田で44.5haまで減少するなど作付け形態が大きく変化してきている。関係機関であるJAくまによると、需要は有るとの事から、今後、水稻をはじめ麦、大豆の作付けの推進が重要な課題となっている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

当地域では、葉たばこや花き、薬用作物など様々な高収益作物が栽培されており、農業者ごとに作付体系に適合した品目を、JA や各集出荷団体と連携して導入を図っていく。

大豆についてはブロックローテーションによる計画的な生産に取り組んでいるが、作付面積の減少が続いているため、JA と連携して今後も作付面積の維持・拡大を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

生産者の高齢化が進んでおり、農家戸数の減少が見られるとともに、中山間地域については不作付地の拡大が進んでいる。水田面積の維持を図るため、担い手や農業法人への集約化、高収益作物への転換を促進しながら、水田耕地面積を維持していく。

水田の利用状況については営農計画書に基づいて、作付予定や生産者の意向、現地の作付状況を確認し、畑作物の水田での利用状況等の点検結果を踏まえた上で、地域の実情に応じた取組方針を検討していく。

また、畑地化の取組の重点支援期間であることを周知し、対象地域と協議・調整しながら、「米・麦・大豆」の2年3作型のブロックローテーションを確立させ、高収益作物等も含めた作付拡大を基本に収益向上に努めていく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

本町においてはWCSへの作付け転換が近年進んでいたが、昨年度は全国的な米価の高騰の影響により、大幅に作付面積が増加した。現状、需要量に対し供給量が過多となる見込みから、作付けビジョンの着実な推進を図り、需要に応じた米の生産となるよう関係機関と連携して取り組む。

(2) 備蓄米

取組の実績なし。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

主食用米の生産面積増加に伴い非主食用米の中でより作物の転換が見込めるものは、国も推進する飼料用米である。不作付地の解消にあたっては、主食用米からの転換作物の一つとして飼料用米を推進し、水稻作付面積を維持することを目標に取り組む。また、多収品種の導入を推進することにより効果的に生産性を高め、農業所得の向上を図る。

子実収穫後のわらについては畜産農家の需要に対応するため、飼料としての有効活用を推進する。

イ 米粉用米

現時点では米粉用米の作付けの実績はないが、この地域での需要が見込まれれば、農家への周知を行い推進していく。

ウ 新市場開拓用米

主食用米の国内での需要が減少傾向にある中、海外市場への進出が新たな販路の確保につながることから、国の支援等を活用しながら、低コスト生産技術の確立と普及を進めながら、取組の拡大を図り、新市場開拓用米の生産体制を確立する。

エ WCS 用稲

昨年の主食用米の作付面積の増加により、WCS 用稲の生産面積が減少している。耕種農家と畜産農家との連携による良質の粗飼料生産を行い、畜産農家のコスト低減を図り、需要に応じた作付を推進する。

オ 加工用米

生産性を向上するため多収品種の作付け取り組みを推進して、人吉・球磨地域の酒造業者を含む需要者の希望に沿う加工用米生産を実施し、安定供給を図っていく。

<方策>

- 需要に応じた米づくりの推進
 - ・転作作物の作付等でバランスのとれた生産調整の推進
- 消費者ニーズに応じた高品質・良食味米の生産
 - ・低タンパク化による特A米の生産
 - ・品質、食味向上対策として、耕種基準の遵守、良食味品種の導入、食味分析による施肥方法改善等を実施し、消費者の安全安心志向に対応した減農薬・減化学肥料栽培等の高付加価値米の生産
- 省力化・コスト低減
 - ・直播栽培等革新技術の導入や産地精米施設等流通関連施設等の計画的な整備
 - ・生産費・労働時間の削減
 - ・稲作主産県に負けない生産出荷体制
- 耐暑性品種の推進
- 飼料用米
 - ・JAとの連携により、専用多収性品種である「夢あおば」、「みなちから」への取組みを推進
- 加工用米の推進
 - ・地元産米を原料とした球磨焼酎の生産
 - ・多収品種への取組み転換（たちはるか）

（４）麦、大豆、飼料作物

ア 麦

産地交付金を活用した担い手への作付け集約及び二毛作を推進しながら、弾丸暗渠等排水対策徹底による栽培管理を遵守し、多収・高品質化を目指し、以下の方策により推進を図る。

<方策>

- 経営規模の拡大
 - ・農地の流動化
 - ・作業受委託の推進
 - ・二毛作の推進
- 生産性の向上と生産コストの低減及び品質の向上
 - ・生産条件の整備や流通の合理化等
 - ・優良品種の選定（はるしずく）、普及及び排水対策、病虫害対策、乾燥調整等栽培管理技術の指導徹底により収量及び品質の向上を図る
- 民間流通への対応
 - ・実需者との連携強化による計画的な生産
 - ・産地の生産指導体制の強化による生産安定と品質向上
 - ・共済制度への加入促進

イ 大豆

主食用米の需要の減少が見込まれる中、今後も転作作物の中心作物と位置づけ、作付面積の維持または増加を図る。

具体的には、産地交付金を活用し、上地区を中心として、担い手への作付集約（作付面積（R6：48.3ha → R7：44.5ha）、弾丸暗きょ等排水対策徹底による栽培管理遵守により、基準反収以上の収量を確保し、あさぎり大豆の拡大、大豆生産の定着・拡大を図るため、以下の方策により振興を図る。

<方策>

○作付面積の拡大

- ・ブロックローテーション等による生産の集団化や合理的土地利用体系の推進

○生産の安定化・品質の均一化及び向上

- ・播種から収穫・乾燥・調製までの機械化一貫体系の確立
- ・町内外加工業者との連携による安定的生産体制の確立
- ・排水や病虫害防除、培土の栽培技術対策及び調整徹底を図り、反収及び品質の向上を推進する。
- ・生産集団の形成による安定生産体制の確立
- ・低温倉庫保管による品質維持
- ・ロットの集約化

ウ 飼料作物

飼料基盤に立脚した畜産物の低コスト生産を確立するため資源循環やわら利用など耕畜連携を推進し、以下の方策により振興を図る。併せて、二毛作の作付を推進する。

<方策>

○作付面積の拡大

- ・二毛作の推進

○良質粗飼料の安定確保による自給率の向上

- ・飼料基盤の拡充整備
- ・転作田及び未利用地等の利用促進
- ・資源循環及び耕畜連携の取組推進

○飼料作物生産利用の合理化

- ・機械・施設の整備促進
- ・飼料生産組織の育成による作業の効率化推進

（５）そば、なたね

作業従事者の高齢化や機械化の遅れによる生産力の低下が危惧されていることから、産地交付金を活用し、担い手への作付集約や排水対策、二毛作の推進等を図りながら、以下の方策により振興を図る。

<方策>

○作付面積の拡大

- ・二毛作の推進

○生産組織の育成や作業の共同化による高品質そばの生産体系の確立

○生産から加工までの一貫した生産体制の確立

（６）地力増進作物

地力増進作物（ソルガム、イタリアンライグラス、れんげ、その他地力増進作物）を作付けし土壌中に鋤き込むことで、ほ場の地力回復と連作障害の回避及び透水性や土壌環境

の改善を図ることにより、翌年度以降に作付けされる作物の収益力向上を図る。

(7) 高収益作物

ア 露地野菜

労働強度が強いことや天候に大きく左右され価格が安定しない等の理由により、作付が減少傾向にあることから、以下の方策を推進し産地の維持拡大に向けた振興を図る。

<方策>

- 機械化一貫体系の導入による省力化、軽作業化
- 農作業受委託組織の育成や、人材センター等を活用した労働力確保対策
- 食味等品質の優れた品種の導入、育成・普及を図り、産地ブランドを確立する
- 計画的生産出荷の推進による農協等の共販率の向上
- ブロッコリー・里芋・ゴボウ及びズッキーニ等の生産出荷の推進

イ 施設野菜

あさぎり町の主力品目であるメロンについては、消費の低迷による販売価格の低下等で減少傾向にある。そのため、キュウリ・トマト・イチゴ・ナス等の長期採り、ネギ・インゲン等の軽量野菜、また新規品目の導入など、今後は以下の方策により振興を図っていくこととする。

<方策>

- 作業性を向上させるための施設の自動化、効率化、災害に強い耐候性のある施設整備の充実
- 高設栽培システムの導入、立体栽培等の推進による作業姿勢の改善・軽作業化
- セル成型苗、購入苗の活用による作業時間の短縮、経営の合理化
- 計画的出荷と品質保持のため、全量共販をめざし、あさぎり野菜のイメージ向上のため、選果場による集出荷体制の強化を図る。
- 既存生産組織の充実と新規導入品目ごとの生産部会を設置し、生産者・関係機関・市場・消費者間の的確で迅速な情報の伝達により、産地基盤の安定強化を図る。

ウ 葉たばこ

- ・規模拡大による安定的産地の維持
- ・共同利用施設・機械の整備等による更なる作業の省力化・低コスト化・PRや研修会を通じた担い手の育成
- ・立ち枯れ病等の土壌病害発生を防止し、品質の向上と収量アップを図る。

エ 花き

- ・消費者ニーズに応じた生産
- ・消費地の需要量・需要時期などの情報を早期に入手することにより、産地基盤の安定強化を図る
- ・品目別の栽培管理マニュアルを再検討・生産者への栽培履歴記帳を推進し、品質の向上を図る

オ 薬用作物

- ・薬用作物の栽培技術の確立を図り、産地形成を推進する。
- ・薬草合同会社や球磨地域振興局、製薬メーカーが希望するミシマサイコをはじめとした各種薬草の栽培技術の向上を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	953.4	—	1048.1	—	950.0	—
備蓄米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
飼料用米	7.7	0.0	6.0	0.0	12.0	0.0
米粉用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新市場開拓用米	3.1	0.0	2.6	0.0	4.0	0.0
WCS用稲	889.3	0.0	813.6	0.0	1000.0	0.0
加工用米	59.6	47.2	55.3	45.0	73.0	60.0
麦	458.0	406.6	427.1	380.7	477.0	415.0
大豆	42.4	0.5	35.3	0.0	44.0	0.6
飼料作物	794.7	649.1	800.1	665.9	843.0	697.0
・子実用とうもろこし	—	—	—	—	—	—
そば	42.5	39.3	49.7	45.4	36.0	32.6
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	2.3	0.0	2.4	0.0	2.0	0.0
高収益作物	82.1	0.0	72.3	0.0	109.0	0.0
・野菜	36.7	0.0	31.1	0.0	52.0	0.0
・花き・花木	4.0	0.0	3.3	0.0	8.0	0.0
・果樹	1.9	0.0	2.0	0.0	4.0	0.0
・その他の高収益作物 (薬草、葉タバコ)	39.5	0.0	35.9	0.0	45.0	0.0
その他	10.13	0.00	9.83	0.00	11.75	0.00
・雑穀	0.24	0.00	0.24	0.00	0.24	0.00
・キノコ	0.05	0.00	0.05	0.00	0.05	0.00
・食用かんしょ	8.45	0.00	8.33	0.00	9.69	0.00
・小豆	0.07	0.00	0.07	0.00	0.07	0.00
・トウガラシ	0.79	0.00	0.70	0.00	1.06	0.00
・種苗類(その他)	0.20	0.00	0.20	0.00	0.40	0.00
・種苗類	0.33	0.00	0.24	0.00	0.24	0.00
畑地化	45.7	0.0	45.7	0.0	46.0	0.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目 標	前年度（実績） 令和7年度	目標値 令和8年度
1	大豆	担い手加算助成 （大豆）（基幹）	生産面積	41.3ha	58.0ha
			反収	118.6kg/10a	127.0kg/10a
2	麦	担い手加算助成 （麦）（基幹）	生産面積	458.0ha	460.0ha
			反収	235.7kg/10a	285.0kg/10a
3	加工用米	加工用米の安定供給助成 （基幹・二毛作）	取組面積	59.6	94.0ha
			反収	583.7kg/10a	550.0kg/10a
4	麦・飼料作物・加工用 米・ そば・なたね	二毛作助成（二毛作）	取組面積	3284.0ha	3345.0ha
			水田利用率	139.7%	138.0%
5	飼料作物、WCS用稲	資源循環の取組（耕畜連 携）（基幹・二毛作）	取組面積	771.8ha	834.0ha
			取組率	62.1%	64.4%
6	飼料用米	わら利用の取組 （耕畜連携・基幹）	取組面積	7.5ha	12.0ha
			取組率	96.5%	100.0%
7	野菜（きゅうり、ねぎ、 ブロッコリー、里芋を除 く）、花き・花木、果樹 、雑穀、その他作物（薬 用作物を除く）	一般振興作物への助成 （基幹）	生産面積の拡大	41.6ha	45.4ha
8	野菜（きゅうり、ねぎ、 ブロッコリー、里芋）、そ の他作物（薬用作物）	地域振興作物への助成 （基幹）	生産面積の拡大	50.2ha	58.4ha
9	そば	担い手加算助成（そば） （基幹・二毛作）	取組面積	42.5ha	35.0ha
			反収	120.7kg/10a	115.0kg/10a
10	飼料用米（多収品種）	担い手加算・多収品種導 入助成 （基幹）	取組面積	7.7ha	12.0ha
			反収	565.7kg/10a	580.0kg/10a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 熊本県

協議会名: あさぎり町地域農業再生協議会

整理 番号	使途 ※1	作 期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	担い手加算助成(大豆)(基幹)	1	24,000	大豆	ビジョンに掲げる担い手(認定農業者、経営面積2ha以上を集積した農業者及び集落営農生産組合)、担い手へ主要作業2作業以上を委託
2	担い手加算助成(麦)(基幹)	1	18,000	麦	ビジョンに掲げる担い手(認定農業者、経営面積2ha以上を集積した農業者及び集落営農生産組合)、担い手へ主要作業2作業以上を委託
3	加工用米の安定供給助成(基幹)	1	12,000	加工用米	共同施設利用による一元集荷、焼酎メーカー等の実需者との直接契約に基づく出荷への取組
3	加工用米の安定供給助成(二毛作)	2	12,000	加工用米	共同施設利用による一元集荷、焼酎メーカー等の実需者との直接契約に基づく出荷への取組
4	二毛作助成(二毛作)	2	9,000	麦、飼料作物、加工用米、そば、なたね ※飼料作物の範囲は別紙のとおり	対象作物について、通常の肥培管理、出荷販売を行う 麦、加工用米、そば、なたねについては、生産性向上の取組として、排水対策を実施
5	資源循環の取組(耕畜連携)(基幹)	3	9,000	飼料作物、WCS用稲 ※飼料作物の範囲は別紙のとおり	利用供給に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排泄物から生産された堆肥の散布の取組
5	資源循環の取組(耕畜連携)(二毛作)	4	9,000	飼料作物、WCS用稲 ※飼料作物の範囲は別紙のとおり	利用供給に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排泄物から生産された堆肥の散布の取組
6	わら利用の取組(耕畜連携・基幹)	3	9,000	飼料用米	わらが確実に飼料として利用されかつ、その子実が飼料又は飼料の種苗として利用される稲の作付
7	一般振興作物への助成(基幹)	1	10,000	野菜(きゅうり、ねぎ、ブロッコリー、里芋を除く)、花き・花木、果樹、雑穀、その他作物(薬用作物を除く)※対象作物は別紙のとおり	対象作物は通常の肥培管理を実施し、出荷・販売を行う 植栽後すぐに出荷・販売出来ないものについては、通常の肥培管理を実施
8	地域振興作物への助成(基幹)	1	13,000	野菜(きゅうり、ねぎ、ブロッコリー、里芋 その他(薬用作物))	野菜は通常の肥培管理を実施し、出荷・販売を行う 薬用作物は製薬会社が定める栽培管理を実施し、出荷・販売を行う
9	担い手加算助成(そば)(基幹)	1	5,000	そば	ビジョンに掲げる担い手(認定農業者、経営面積2ha以上を集積した農業者及び集落営農生産組合)、担い手へ主要作業2作業以上を委託
8	担い手加算助成(そば)(二毛作)	2	5,000	そば	ビジョンに掲げる担い手(認定農業者、経営面積2ha以上を集積した農業者及び集落営農生産組合)、担い手へ主要作業2作業以上を委託
10	担い手加算・多収品種導入助成(基幹)	1	10,000	飼料用米(多収品種)	飼料用米に関し、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領で定められた品種

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。